# 議事日程第 7 号

令和元年(2019年)招集大阪狭山市議会定例会9月定例月議会議事日程令和元年(2019年)招集大阪狭山市議会定例会9月定例月議会議事日程令和元年(2019年)8月29日から同年9月26日まで29日間)

日程第 1	発議第14号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第19号	教育長の任命について
日程第 3	議案第20号	教育委員会の委員の任命について
日程第 4	議案第21号	平成30年度(2018年)大阪狭山市一般会計歳入歳出
		決算認定について
日程第 5	議案第22号	平成30年度(2018年)大阪狭山市国民健康保険特別
		会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第 6	議案第23号	平成30年度(2018年)大阪狭山市介護保険特別会計
		(事業勘定) 歳入歳出決算認定について
日程第 7	議案第24号	平成30年度(2018年)大阪狭山市後期高齢者医療特
		別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	議案第25号	平成30年度(2018年)大阪狭山市池尻財産区特別会
		計歳入歳出決算認定について
日程第 9	議案第26号	平成30年度(2018年)大阪狭山市半田財産区特別会
		計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第27号	平成30年度(2018年)大阪狭山市東野財産区特別会
		計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第28号	平成30年度(2018年)大阪狭山市今熊財産区特別会
		計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第29号	平成30年度(2018年)大阪狭山市水道事業会計決算
		認定について
日程第13	議案第30号	平成30年度(2018年)大阪狭山市下水道事業会計決
		算認定について
日程第14	議案第31号	大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

# 関する条例について

日程第15	議案第32号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
		の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第16	議案第33号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等
		を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に
		伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第17	議案第34号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
		条例について
日程第18	議案第35号	大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例につい
		て
日程第19	議案第36号	大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第37号	大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例等の一部を改
		正する条例について
日程第21	議案第38号	大阪狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例
		について
日程第22	議案第39号	指定管理者の指定について
日程第23	議案第40号	指定管理者の指定について
日程第24	議案第41号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算
		(第5号) について
日程第25	議案第42号	令和元年度(2019年)大阪狭山市国民健康保険特別会
		計(事業勘定)補正予算(第1号)について
日程第26	議案第43号	令和元年度(2019年)大阪狭山市介護保険特別会計
		(事業勘定) 補正予算(第2号) について
日程第27	議案第44号	令和元年度(2019年)大阪狭山市池尻財産区特別会計
		補正予算(第2号)について
日程第28	議案第45号	令和元年度(2019年)大阪狭山市東野財産区特別会計
		補正予算(第1号)について
日程第29	報告第 4 号	平成30年度(2018年)大阪狭山市健全化判断比率の
		報告について
日程第30	報告第 5 号	平成30年度(2018年)大阪狭山市資金不足比率の報

# 告について

日程第31	報告第 6 号	平成30年度(2018年)公益財団法人大阪狭山市文化
		振興事業団事業会計決算報告について
日程第32	請願第 2 号	「消費税10%増税中止を求める意見書」を国に提
		出することを求める請願について
日程第33	請願第 3 号	「子どもの医療費助成」を18歳まで拡充を求める
		請願について
日程第34	請願第 4 号	避難所(体育館)へのエアコン設置を実現するよう
		求める請願について

## 発議第14号

# 会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則(昭和62年大阪狭山市議会規則第1号)第80条の規 定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和元年(2019年)8月29日提出

大阪狭山市議会議長 片 岡 由利子

記

7番 深江容子

8番 井 上 健太郎

#### 教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)8月29日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山二丁目974番地の77

氏 名 竹 谷 好 弘

昭和35年10月28日生

## 議案第20号

# 教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)8月29日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

住 所 大阪府堺市美原区南余部400

氏 名 山 田 順 久

昭和29年12月20日生

議案第21号

平成30年度(2018年)大阪狭山市一般会計歳入 歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第22号

平成30年度(2018年)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度(2018時)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第23号

平成30年度(2018年)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第24号

平成30年度(2018年)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第25号

平成30年度(2018年)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第26号

平成30年度(2018年)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第27号

平成30年度(2018年)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第28号

平成30年度(2018年)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第29号

平成30年度(2018年)大阪狭山市水道事業会計 決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第30号

平成30年度(2018年)大阪狭山市下水道事業会 計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年(2019年)8月29日提出

# 議案第31号

大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例について

大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第24条第5項及び一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年大阪狭山市条例 第10号。以下「給与条例」という。)第28条の規定に基づき、法第22条の2第 1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び 費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 この条例に基づく会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

- 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例別表第1に掲げる給料表(以下この条において「給料表」という。)により、市長が定めるところにより決定する。
- 2 前項の規定に基づくフルタイム会計年度任用職員の給料月額は、給料表に定める 職務の級の2級における最高の号給の給料月額を超えない範囲内で、市長が別に定 めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める フルタイム会計年度任用職員の給料については、任命権者が別に定めるものとす る。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第4条 給与条例第11条及び第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第5条 給与条例第15条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用 する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

- 第6条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 (フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)
- 第7条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 (フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)
- 第8条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年 度任用職員について定められた勤務時間」と、「第23条」とあるのは「大阪狭山市 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年大阪狭山市条例第 号)第12条の規定において準用する第23条」と読み替えるものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)
- 第9条 給与条例第20条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第23条」とあるのは「大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年大阪狭山市条例第 号)第12条の規定において準用する第23条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第10条 給与条例第21条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務日」と、同条第2項中「正規の勤務時間中に勤務する」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)中に勤務する」と、「第23条」とあるのは「大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年大阪狭山市条例第 号)第12条の規定において準用する第

23条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

- 第11条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第23条」とあるのは「大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年大阪狭山市条例第 号)第12条の規定において準用する第23条」と読み替えるものとする。(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)
- 第12条 第8条の規定により準用する給与条例第19条、第9条の規定により準用する給与条例第20条、第10条の規定により準用する給与条例第21条及び第11条の規定により準用する給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に当たっては、給与条例第23条の規定を準用する。この場合において、同条中「1週間当たりの勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

- 第13条 給与条例第24条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について 準用する。
- 2 前項の規定により準用する給与条例第24条第1項の勤務は、第9条の規定により準用する給与条例第20条第1項、第3項及び第4項、第10条の規定により準用する給与条例第21条並びに第11条の規定により準用する給与条例第22条の勤務には、含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第14条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。
- 2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者を同じくするものに限る。次項及び第21条において同じ。)の定めの合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職

員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

- 第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年大阪狭山市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1 日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、第3条の規定を適用して得た額並びに当該額に給与条例第15条の2第2項に規定する地域手当の割合を乗じて得た額の合計額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第16条 パートタイム会計年度任用職員が、当該職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第17条 給与条例第18条に規定する勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員には、同条の例により計算して得た額の特殊勤務に係る報酬を支給する。

#### (パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

- 第18条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
  - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度

任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
- (2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

- 第19条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する 時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、そ の休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。
- 3 前2項において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)よる休日(以下この条において「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)又は12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者に限る。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年大阪狭山市条例第 号)第15条の規定に基づくものに限る。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

- 第22条 第16条及び第18条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第15条第1項の規定により算出した額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除して得た額
  - (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第15条第2項の規定 により算出した額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1 日当たりの勤務時間で除して得た額
  - (3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第15条第3項の規定により算出した額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

- 第23条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給 する。
- 2 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その 者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日

から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その 月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

- 第24条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第17条第1項各号に掲げる者 に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。
- 2 給与条例第17条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による通勤に係る 費用弁償の支給について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「再任 用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下これらを「短時間勤務職員」とい う。」とあるのは、「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会 計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための出張に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため出張したときは、大阪狭山市職員の旅費に関する条例(昭和50年大阪狭山市条例第6号)の定めるところにより出張に係る費用弁償を支給する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第26条 給与条例第13条の規定は、会計年度任用職員について準用する。 (会計年度任用職員の給与の口座振込み)

第27条 給与条例第30条の規定は、会計年度任用職員について準用する。 (委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
  - (非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)
- 2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大阪狭山市条例第53

号) は、廃止する。

議案第32号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年大阪狭山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第26 号)の一部を次のように改正する。

第3条中「の合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これに相当する報酬の額)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改 正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成 8年大阪狭山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年大阪狭山市条例第 1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年大阪狭山市条例第2 号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年大阪狭山市条例第5号)の一部を 次のように改正する。

第5条の3第1項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

第6条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

第8条 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「職に在る者」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

第3条中「用する」を「要する」に改める。

別表社会教育指導員の項を削り、同表消費生活審議会委員の項中「1回に付き」 を「〃」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年大阪狭山市条例第10号)の 一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の規定する職員以外の」を削る。

第15条の2中「(ただし、第28条に規定する職員は除く。)」を削る。

第28条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第28条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、 常勤の職員の給与との均衡を考慮して別に条例で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員の退職手当に関する条例(昭和44年大阪狭山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りではない。

(大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪狭山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項に 規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び」を加え、「職 員及び」を「職員並びに」に改め、「給料」の次に「(同法第22条の2第1項第1 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度 任用職員」という。)にあつては、報酬(地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間 外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を含む。)」 を加え、同条第2項中「給料」の次に「(パートタイム会計年度任用職員にあつては、 報酬(前項に規定する手当に相当する報酬を除く。)。以下同じ。)」を加え、同条第 3項中「手当の種類」を「職員(会計年度任用職員を除く。)の手当の種類」に改め、 同条に次の2項を加える。

- 4 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の手当の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。
- 5 パートタイム会計年度任用職員の手当は、期末手当とする。 第5条の2中「(ただし、第17条に規定する職員は、除く。)」を削る。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の手当に相当する報酬)

第11条の3 第5条の2及び第6条から第11条までの規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員については、当該規定により支給する手当に相当する報酬を当該規定により支給する。

第12条中「在職する職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、管理者が定めるものに限る。以下この条において同じ。)」を加える。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第10条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第2項の規定 は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に 係る退職手当については、なお従前の例による。 議案第33号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正 化等を図るための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につ いて

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に 関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年大阪狭山市条例第10号)の 一部を次のように改正する。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の 規定により失職し」を削る。

第25条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を 削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第25条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第26条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の 規定により失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和44年大阪狭山市条例第16号)の一部 を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。 (大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正)

第4条 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第 1項第3号」に改める。

(大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和62年 大阪狭山市条例第64号)の一部を次のように改正する。 第4条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

(大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正)

第6条 大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和41年大阪狭山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同 法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(大阪狭山市下水道条例の一部改正)

第7条 大阪狭山市下水道条例(昭和62年大阪狭山市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事を適正に行うに当た つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の3第1項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の10第2項第1号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障がいにより責任技術者の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の10第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

## 議案第34号

災害

・
影金の支給等に関する条例の一部を改正

する条例について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

#### 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害 中慰金の支給等に関する条例(昭和58年大阪狭山市条例第14号)の一部 を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定 によるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例に ついて

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

#### 大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市市税条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市市税条例(昭和40年大阪狭山市条例第7号)の一部を次のよう に改正する。

第19条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第 5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のう ち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができ る。

第19条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第19条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第19条の4第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に 改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改め る。

第20条第1項中「によつて」を「により」に、「第19条第7項」を「第19条

第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第8条第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第 1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改め る。

附則第16条の2に次の3項を加え、同条を附則第16条の2の2とする。

- 2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車の環境性能割の賦課 徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準 用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を 同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車 に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29 条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に 基づき当該判断をするものとする。
- 3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第16条の4の規定により読み替えられた第41条の8第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請した者が偽りその他不正の手段(当該申請した者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の 額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。

附則第16条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含

む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第16条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第41条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第16条の2の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

- 第16条の2の3 市長は、当分の間、第41条第1項の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車の環境性能割を課さない。附則第16条の6第2項中「適用については」の次に「、当分の間」を加え、同条に次の1項を加える。
- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第41条の6(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

附則第17条第1項中「平成18年3月31日までに」を「法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が」に、「法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分」を「月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分」に改め、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第42条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第42条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第42条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円

5,000円 3,800円

附則第18条を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第18条 市長は、軽自動車の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第43条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第45条及び第46条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 第2条 大阪狭山市市税条例の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第17条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、 自家用の乗用のものに対する第42条の規定の適用については、当該軽自動車が 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第18条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年大阪狭山市条例第 16号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、大阪狭山市市税条例第28条の7第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第 13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規

則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8 第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項」を「8項」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中大阪狭山市市税条例第19条中第8項を第9項とし、第7項を第8項 とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第19条 の3、第19条の4及び第20条の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年 1月1日
  - (2) 第2条中大阪狭山市市税条例第16条の2の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
  - (3) 第2条(前号に掲げる部分を除く。)及び附則第6条の規定 令和3年4月1 日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第19条第6項の規定は、同号に掲げ

る規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を 提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に 令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従 前の例による。

- 2 2年新条例第19条の3第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第 1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき大阪狭山市市税条例 第19条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第19条の3第1項 及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第19条の4第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第19条の4第1項に規定する申告書について適用する。
- 第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例第16 条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の 個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお 従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 第1条(附則第1条第1号に掲げる改正規定を除く。)の規定による改正後の大阪狭山市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、元年10月新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後 の年度分の軽自動車の種別割について適用する。
- 第6条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例の規定中

「軽自動車税の種別割」に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

#### 大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

大阪狭山市印鑑条例(平成4年大阪狭山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同条第2項中「磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)」を「磁気ディスク」に改める。

第12条第3号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加え、「外国住民」を「(外国人住民」に改め、「通称又は」の次に「氏名の」を加え、同条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 外国人住民にあっては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなった とき(日本の国籍を取得した場合を除く。)。

第14条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第37号

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例等の一部 を改正する条例について

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

#### 大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部改正)

- 第1条 大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例(昭和28年大阪狭山市条例第37号) の一部を次のように改正する。
  - 第21条第2項及び第3項を削る。
  - 第22条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
  - 2 市長は、前項に規定する預かり保育料のうち、子ども・子育て支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定を受けた子どもの当該月分の預かり保育料については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の6第2項第2号に規定する額を限度として償還するものとする。
    - 第23条を次のように改める。
    - 第23条 削除
    - 第23条の2中「利用者負担額又は」を削る。
    - 第25条第1項中「園長代理」を「副園長」に改める。

(大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第22号を同条第27号とし、同条第17号から同条第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条第15号を同条第20号とし、同条第14号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成

- 26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満 3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認 定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所 得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ど もをいう。
- 第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的 負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。 第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有 無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」 に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に 改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条

において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条 第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合に あっては法第28条第2項第2号に規定する市長が定める額とし、特別利用教育を 提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市長が定める額とす る。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての 法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を 「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育 に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、 当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2 項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が 現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要し た費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号 に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該 特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の 額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付 認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保 護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
  - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
    - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
    - (4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
  - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担

額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子 ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- 第13条第4項第5号並びに同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、 同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保 育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。 第21条第1項及び第2項ただし書並びに第24条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」 に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、 「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付 認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」 に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、 同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定 による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」 に改める。

第35条第1項中「この」を「以下この」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「この」を「以下この」に、「支給認定子ども」を「教育・保育

給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(4)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に 関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に 改め、同項第3号中「受けていた支給認定子ども」を「受けていた満3歳未満保育 認定子ども」に、「利用する支給認定子ども」を「利用する満3歳未満保育認定子ど も」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下こ の条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保 護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特 別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市 長が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2 項第3号に規定する市長が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保 護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保 育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額) をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあって は法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費 用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、 当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供す る場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準に より算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を 超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3 項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に 改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」 に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、 同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定 による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」 に改める。

第50条中「特定地域型保育事業に」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育に」に改め、「、「特定教育・保育施設」とあるのは「特

定地域型保育事業者」と、「特定保育・教育」とあるのは「特定地域型保育」と」を 削り、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」と あるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ)について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」」を「法第27条第1項の施設型給付費を含む。以下この項、第19条及び第36条第3項」」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」」を「法第29条第1項の地域型保育給付費を含む。以下この項とおいて同じ。)」」を「法第29条第1項の地域型保育給付費を含む。以下この項とおいて同じ。)」」を「法第29条第1項の地域型保育給付費を含む。以下この項をではおいて同じ。)」と「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あっては」を「あっては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育

を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第 1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを 含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及 び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保 育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順 序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方 針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育 給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育 の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第 2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前 2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、 「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号 ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあ るのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可」を「大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第19条第1項第3号」を「同項第3号」に、「あっては」を「あっては、」に改め、同条第3項中「含む」を「地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含む」に、「本章」を「この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の

対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則第2条中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。」とあるのは「定める額をいう」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

(大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年大阪狭山市条例第 10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「子どもの保護者」を「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもの保護者」に改める。

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第 2項の次に次の1項を加える

3 市長は、前項の規定により納付された預かり保育料のうち、子ども・子育て支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定を受けた子どもの当該月分の預かり保育料については、子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第2号に規定する額を限度として償還するものとする。

(大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第4条 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大阪狭山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項を削る。

別表第3の3の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中第25条の改 正規定及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の規定にかか わらず、この条例の施行の目前における大阪狭山市立幼稚園に係る使用料及び預か り保育料については、なお従前の例による。

(大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正後の大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の規定に かかわらず、この条例の施行の日前における大阪狭山市立こども園に係る使用料及 び預かり保育料については、なお従前の例による。 大阪狭山市水道事業給水条例の一部を改正する 条例について

大阪狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

#### 大阪狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪狭山市水道事業給水条例(昭和35年大阪狭山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「指定をした者をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第12条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第13条第1項中「指定を受けようとする」を「法第16条の2第1項の指定又は 法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする」に、「指定の申請」を「当 該指定又は指定の更新の申請」に、「指定を受けた」を「当該指定又は指定の更新を受 けた」に改め、同条第2項中「前項に定める指定」の次に「、指定の更新」を加える。

第35条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 10,000円 第35条第2項中「第6号」を「第7号」に改める。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

#### 指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市公民館及び大阪狭山市立社会教育センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年(2019年)8月29日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

- 1 公の施設の名称 大阪狭山市立公民館 大阪狭山市立社会教育センター
- 2 指定する団体 東京都目黒区東山一丁目 5番4号 KDX中目黒ビル6階 アクティオ株式会社
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立図書館の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年(2019年)8月29日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

- 1 公の施設の名称 大阪狭山市立図書館
- 2 指定する団体 東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 議案第41号

令和元年度(2019年)大阪狭山市一般会計補正予 算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第42号

令和元年度(2019年)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第43号

令和元年度(2019年)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

## 議案第44号

令和元年度(2019年)大阪狭山市池尻財産区特別 会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

議案第45号

令和元年度(2019辆)大阪狭山市東野財産区特別 会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)8月29日提出

#### 報告第 4 号

平成30年度(2018年)大阪狭山市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和元年(2019年)8月29日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	2. 0	_
(13.08)	(18.08)	( 25.0)	(350.0)

#### 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「一」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

#### 報告第 5 号

平成30年度(2018年)大阪狭山市資金不足比率 の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第 1項の規定により、平成30年度(2018年)大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の 意見を付けて下記のとおり報告する。

令和元年(2019年)8月29日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

会計の名称	資金不足比率(%)
水道事業会計	_
下水道事業会計	_

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「一」を記載している。

報告第 6 号

平成30年度(2018年)公益財団法人大阪狭山市 文化振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成30年度(2018年)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

令和元年(2019年)8月29日提出

## 「消費税10%増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願

大阪狭山市議会議長 片岡由利子殿



請願者氏名

美原狭心思生态 会長 山口 美原狭 四天产品 会 副会長

池田

池野 常任理事

常任理事 倉木 大阪狭山市狭山 2-898-7-2 1

紹介議員 北村泉司

連絡先

深江客子

#### (請願趣旨)

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。消費税の 8%への増税によって戦後 初めて 2 年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社 会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがな い」と悲鳴が上がっています。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

ところが政府は、2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩し ていません。税率 10%への引き上げで 1 人当たり年間 2 万 7000 円、1 世帯当たり 6 万 2000 円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5% から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品 と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など 10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、 2023 年に導入される「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」は地域経済を担う中小業者 にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を 持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額がふえ、国税滞納額に占める消費税の割合が 高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則にのっとった税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税 制を正すべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、 地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。そうすれ ば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止す ることを強く求めます。

以上の趣旨から次の事項について請願いたします。

#### 請願の項目

2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を国に提出してください。

# 〈意見書案〉 内閣総理大臣 安部 晋三殿

大阪狭川市議会

## 消費税 10%増税中止を求める意見書(案)

政府は、令和元年 10 月より消費税を 10%にすることを強行しようとしています。

中小零細企業・自営業者はすでに8%でも大変な苦境であり、事実、税金の納税 状況では消費税の滞納が一番多くなっています。

10%になれば多くの事業所が廃業せざる得ない状況です。今回『軽減税率』が導入され十分に対応するといわれますが、複数税率となり8%と10%の線引きが複雑になります。またレジ購入など新たな費用の負担も強いられます。

大阪狭山市行政においては、歳入の地方消費税が1.7%より2.2%に上がりますが、市民の生活困窮により市民税納入率が下がる恐れがあります。

歳出においては、消費税増税の影響が多くの分野で見られ、市民生活に係る事業 の円滑な実施に多くの障害が出てくる事が予想されます。

消費税 10%増税が、中小零細企業・自営業者、多くの市民、そして大阪狭山市政にも与える影響は計り知れません。

以上のことから、今からでも遅くありません。地方自治法第 99 条の規定により、政府に対し 10 月からの消費税 10%増税の中止を求めます。

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子様

> 新日本婦人の会大阪狭山支部 支部長 石井 淳子 大阪狭山市金剛 2-2-19

和議 松尾 巧 北村泉司 深江客子

## 「子どもの医療費助成」を18歳まで拡充を求める請願書

#### (要望趣旨)

大阪狭山市の「こども医療費助成」は、入院・通院とも中学校卒業までとなっています。 さらなる拡充を願い、2016年11月、「子ども医療費助成を18歳まで拡充を求める請願書」を提出しました。 継続審査、不採択が続き実現していません。

18歳までの子ども医療費助成は、2016年当時より広がり、お隣の堺市でも今年4月より実地されています。

子どもの貧困は7人に一人と深刻な問題となり、全ての子どもたちを対象とした「子 ども医療費助成」の拡充はかかせません。

私たちはこの間、多くの市民のみなさんと対話し、署名に取り組んでいます。

「助かります」「よろしくお願いします」と、自らの願いを署名に託されています。

大阪狭山市は以前から「子育てするなら大阪狭山市で」を合言葉に子育て支援に力を 入れています。

どうか市民の願い実現のため、子ども医療費助成を 18 歳まで拡充していただきますようお願いします。

#### (請願項目)

1、大阪狭山市の「子ども医療費助成」を通院・入院ともに 18 歳までに拡充してください。

# 大阪狭山市議会議長 片岡 由利子様

紹介議員

北村梁司 深江客子

新日本婦人の会大阪狭山支部 支部長 石井 淳子 大阪狭山市金剛 2-2-19

電話

# 避難所 (体育館) へのエアコン設置を 実現するよう求めます

私ども、国連NGO新日本婦人の会は、1962年の創立から、子どものしあわせのため、教育環境 改善などに地域で草の根からとりくんできました。

全国で連日35℃を超える地域が相次ぎ、熱中症で体調を崩す子どもが後を絶たないなか、命を落とす 事故までおきています。

熱中症予防のために水分のこまめな摂取や、エアコンの使用が呼びかけられています。

大阪狭山市では中学校、小学校の教室にエアコンが設置されているため、「本当によかった」と安堵 しています。

西日本に甚大な被害を及ぼした昨年の豪雨では、2万人が避難所生活をする公共施設や体育館にエア コンが設置されておらず、ここでも熱中症になる方が相次いでいます。地震や水害など、災害が多発す る日本において、避難所に指定される体育館にエアコンが設置されていない問題も浮き彫りになりまし た。

本市では、備蓄倉庫や貯水、トイレなど防災対策が着々と進み、市民としては嬉しく思っています。 しかし、酷暑が続く異常な天候の中、エアコンは命にかかわる問題です。

大阪市では市内全ての中学校の体育館に3年をかけてエアコン設置をすることが決まりました。

本市においても、地域の人達の命と健康を守り、安心して避難できるよう、また、子ども達が健やか に学校生活を送れるよう、避難所でもある体育館にエアコン設置をお願いします。

## <請願事項>

1、避難所(体育館)にエアコンの設置を要望します

